

消 防 特 第 6 2 号
平成 2 4 年 3 月 3 0 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

異常現象の発生時における迅速な通報の確保について（通知）

石油コンビナート等災害防止法第 2 3 条において特定事業者に義務付けられている異常現象の通報は、応急対応の端緒となる重要な措置であり、迅速かつ適確に実施されることが必要ですが、未だ通報に時間を要している事案も多く発生している状況です。

このような状況を踏まえ、消防庁では「異常現象発生時における通報の迅速化に係る検討会」を開催し、異常現象の通報の実態を調査し、通報が遅れる要因の抽出、迅速な通報を確保するための方策について検討を行いました。検討結果を踏まえ、異常現象の迅速な通報確保のための方策を下記のとおりとりまとめましたので、貴職におかれましては、下記事項に留意の上、特定事業者への指導等にあたられるとともに、貴道府県内の関係市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 適切な通報体制の確保に関する事項

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 2 6 条第 1 項第 9 号に規定される防災規程に定めなければならない異常現象の通報に関する事項に関して、迅速かつ適確な通報を確保するため、特定事業者に対し次の事項について確認を行い、必要に応じて改善するように消防機関から指導することが考えられること。

- (1) 通報と応急措置の役割分担が明確となっていない場合には、両方の措置を確実に実施できる体制を確保すること。

- (2) 異常現象と認識しているにもかかわらず、情報収集を行った後に通報することとなっている場合には、異常現象と認識した時点で通報する体制とすること。
- (3) 従業員（協力会社等の従業員を含む。）が異常現象の判断に迷うことにより通報が遅れるおそれのある場合には、異常現象の通報に関する教育、訓練の内容を充実させること。
- (4) 通報の手順が定められていないことや複雑であること等により通報が遅れるおそれのある場合には、別紙1を参照し、迅速な通報が行える体制を構築すること。

2 異常現象への対応に関する事項

- (1) 異常現象と事故の相違を踏まえ、別紙2を参照し、双方を適正に取り扱うこと。
- (2) 異常現象は通報のみが必要とされているものであり、通報された異常現象に対して、内容にかかわらず一律に石油コンビナート等災害防止法第39条等に基づく報告を求めないこと。
なお、発生した異常現象の内容を勘案し、必要に応じて事後に報告を求め、又は口頭で問い合わせることは可能であること。
また、事故報告については従前どおり、関係道府県及び関係消防機関の運用に基づいて行われるものであること。
- (3) 限られた消防力を有効に活用するとともに、特定事業者の通報への躊躇をなくし迅速な通報を確保する観点から、特定事業者から異常現象の規模や被害拡大の危険性について適確な通報がなされるときに異常現象の内容に応じた出動体制で対応することを考慮することが望ましいこと。

3 異常現象の通報に関する共通認識に関する事項

- (1) 関係道府県、関係消防機関及び特定事業者において意見交換等を行い、異常現象の通報について共通認識を有するようすることが望ましいこと。
- (2) 関係道府県及び関係消防機関は、特定事業者の通報への躊躇をなくし迅速な通報を確保する観点から、石油コンビナート等災害防止法の異常現象の通報の意義について、近隣住民等に対して平常時から機会をとらえ広報し、石油コンビナートの防災体制に対する理解を深めるよう努めるとともに、特定事業者に対して近隣住民等へ広報を行い、信頼関係の構築に努め

るよう指導することが望ましいこと。

4 その他

(1) 「異常現象の範囲について（通知）（昭和59年7月13日消防地第158号）」の一部を下記のとおり改正する。

ア 2 爆発 中「施設、設備等」を「化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で施設、設備等」に改める。

イ 3 漏洩 中「準危険物」を「可燃性固体類、可燃性液体類」に改め、「次に掲げる少量」の下に「（液体の危険物及び可燃性液体類にあっては数リットル程度）」を加え、「漏洩で、」の下に「漏洩範囲が当該事業所内に留まり、」を加え、「散水、回収、除去等の保安上の措置」を「散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）」に改める。

「製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付随する設備（以下「製造等施設設備」という。）」を「施設又は設備（以下「施設等」という。）」に、「製造等施設設備」を「施設等」に改める。

「発見時に」の下に「漏洩箇所が特定されたものであって、」を加え、「製造等施設設備」を「施設等」に改め、「作動若しくは操作」の下に「若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）」を加える。

ウ 4 破損 中「製造等施設設備」を「製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）」に改め、「修復、」を削る。

「措置を必要とするもの」の次に「ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれなくなったものを除く。」を加える。

エ 5 暴走反応等 中「制御不能なもの等」を「制御不能なもの、地盤の液状化等であって」に改める。

(2) 石油コンビナート等災害防止法以外の法令による通報、届出及び報告については、従来どおり当該法令の定めるところによるものであること。

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室

担 当：松木課長補佐、渡邊係長

電 話：03-5253-7528 F A X：03-5253-7538

異常現象発生時における通報ガイドライン

1 異常現象発見から通報担当部署への所内連絡

- (1) 異常現象を発見した者は、直ちに通報担当部署（防災センター等）へ連絡する。
 - (2) 異常現象に該当するか否かの判断に迷った場合についても、直ちに通報担当部署へ連絡するものとする。
- ※ 現場確認等に時間を要し、連絡が遅れることのないように留意する。

2 消防機関への通報

- (1) 発見者から異常現象発生在所内連絡（上記 1 (2) の場合を含む。）を受けた通報担当部署は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、直ちに消防機関に通報するとともに、自衛防災組織に異常現象の発生を連絡する。
 - (2) 消防機関への迅速な通報体制が確保されている場合は、事業の実施を統括管理する者が消防機関へ通報する。
- ※ 消防機関への通報については、第 1 報にて把握している情報をできる限り迅速に通報することとし、詳細については第 2 報以降に通報する等、第 1 報の通報の迅速化に努める。

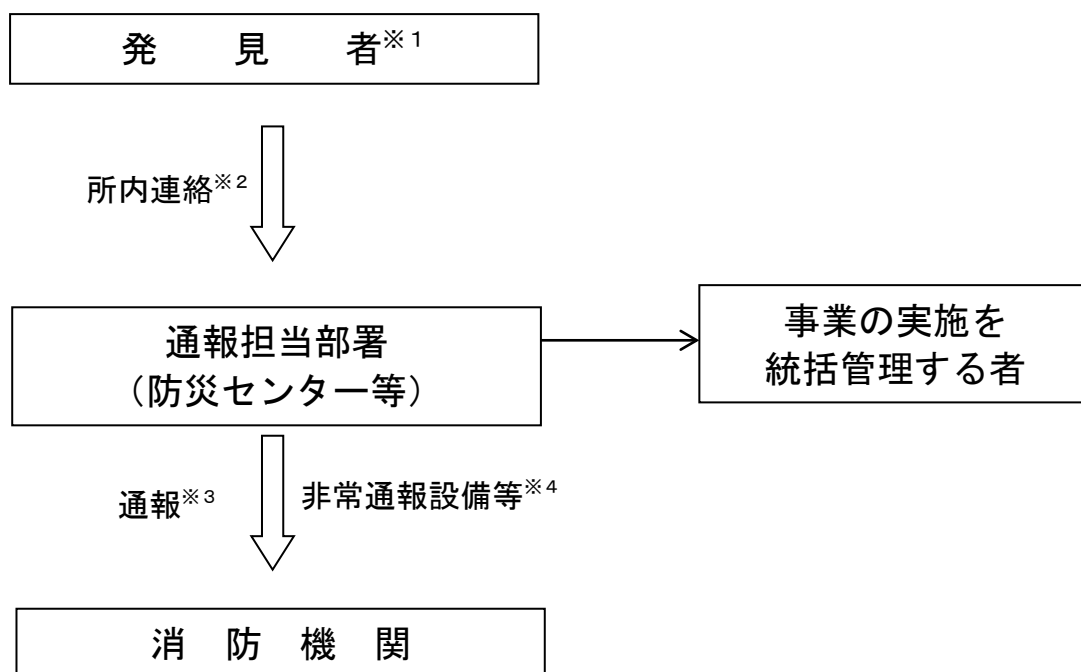
3 事業の実施を統括管理する者等への所内連絡

- (1) 2 (1) により通報担当部署が消防機関に通報した場合は、事業の実施を統括管理する者又はその代理者に連絡する。
- (2) 連絡を受けた事業の実施を統括管理する者等は特定事業者へ連絡する。
- (3) 連絡を受けた特定事業者は、直ちに、防災規程等及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行うよう指示する。

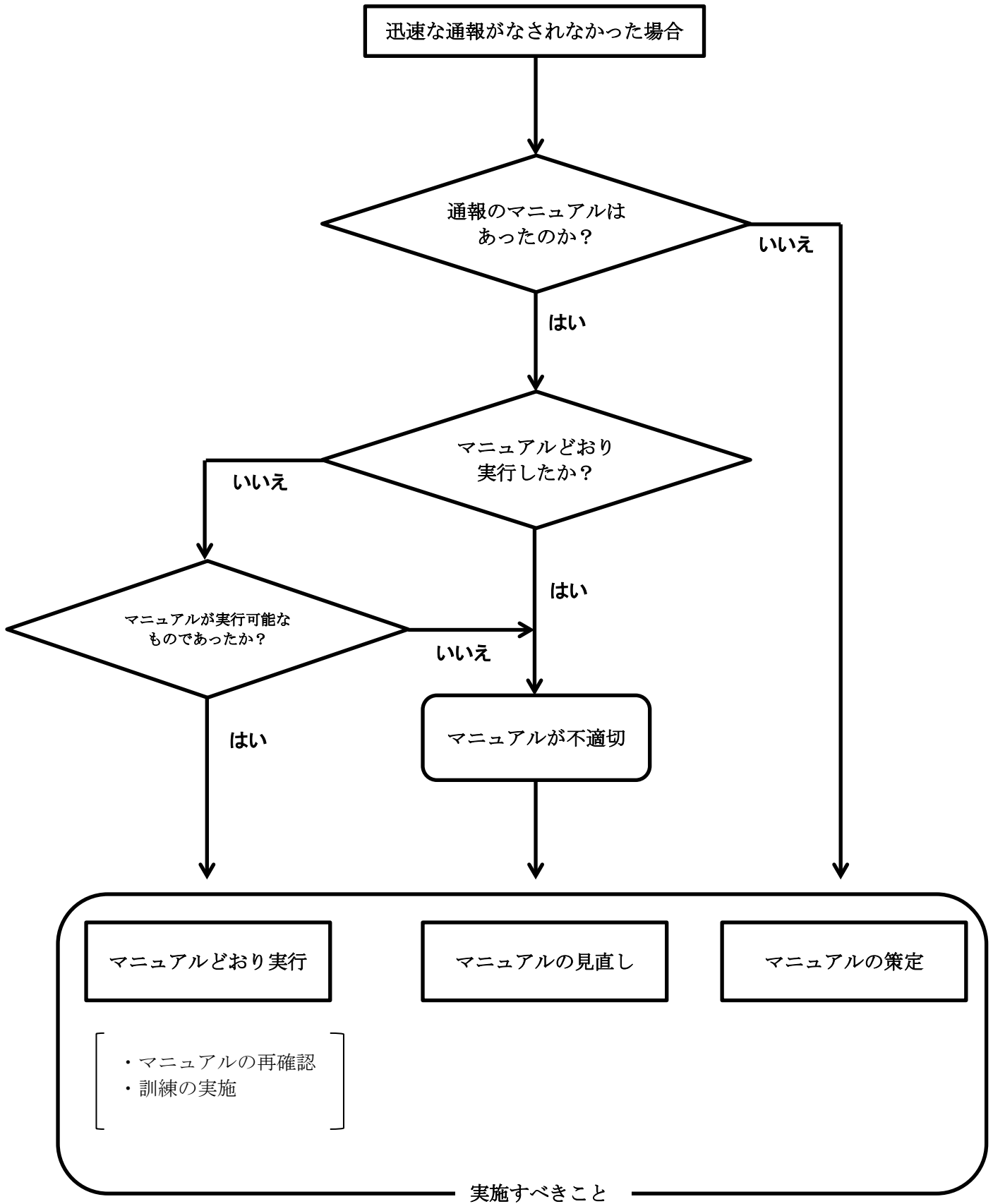
4 その他

- (1) 各特定事業所において、消防機関への迅速な通報が確保されるように、消防機関と検討する等により、別添 1 を参照し通報マニュアルを定めておく。
- (2) 迅速な通報が行われなかった場合には、「別添 2 通報体制の見直し方法」により、通報マニュアルの見直し等を実施する。
- (3) 特定事業者は異常現象の発見者が迅速に判断できるよう異常現象の通報に関する教育、訓練等の充実に努める。

通報系統図（例）



- ※1 発見者とは、異常現象の発生を覚知した者である。ただし、通報が迅速に行われる場合は、異常現象発生現場の責任者等が発見者となることも考えられる。
- ※2 発見者は異常現象の発生をできるだけ簡潔・迅速に通報担当部署に連絡する。
- ※3 消防機関への通報は第1報（発生場所、異常現象の種別、発見時の状況等）をできるだけ迅速に行う。
- ※4 通報は非常通報設備等を使用する。非常通報設備よりも迅速に通報する手段がある場合は、最も迅速に行える方法で通報する。



異常現象への対応に関すること

(「異常現象発生時における通報の迅速化に係る検討報告書 平成23年3月」より抜粋)

1 「異常現象」と「事故」の相違

「異常現象」と「事故」は、範囲及び事象発生に対する対応について、以下のような相違があることから、このことを踏まえて適正に対応することが適当であると考えられる。

(1) 範囲の相違

「異常現象」の範囲には、「事故」の前兆現象が含まれていることから、「事故」とは異なるものであり、石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）の概念上は「異常現象」の範囲が「事故」の範囲を包含していると考えられる。

(2) 事象発生に対する対応の相違

異常現象の発生に対する現状の対応について、発生した事象を「事故に該当しない場合」と「事故に該当する場合」に区分し、特定事業者、消防機関及び都道府県の対応を整理すると、次に示すとおり、それぞれの場合における「応急対応」と「事後対応」に相違がある。

ア 事故に該当しない場合（図2-1参照）

(7) 応急対応

特定事業者、消防機関及び都道府県（石油コンビナート等防災本部）ごとの役割により整理する。

a 特定事業者

石油コンビナート等特別防災区域の特定事業者は、法第23条に基づき、異常現象が発生した場合に消防機関等へ通報する。

通報には、119番又はホットライン等が用いられている。

b 消防機関

消防機関は、特定事業者からの通報により異常現象の発生を覚知した際、当該異常現象が消防組織法第40条に基づく即報要領の即報基準に該当するかどうか判断し、都道府県へ連絡する。

(a) 即報基準に該当すると判断した場合

様式(第2号様式)を都道府県へファックスにより即報する。

なお、この即報は、法第23条に基づく消防機関から都道府県への通報を兼ねる。

(b) 即報基準に非該当と判断した場合

法第23条に基づき、都道府県へ電話又はファックスにより様式(第2号様式に準拠)を送付することにより通報する。

c 都道府県

都道府県は、消防本部からb、(a)の即報を受けた場合、当該即報及び自ら収集した情報を整理して消防庁へファックスにより様式(第2号様式)を送付する。

(i) 事後対応

a 事象の把握

消防機関は、事業者に対して指導又は法第39条(報告の徴収)に基づき、

報告の求め又は口頭による問い合わせを行うとともに、現場調査を実施している。なお、一部の石油コンビナート等特別防災区域では、特定事業者は、石油コンビナート等防災計画に基づき、消防機関及び都道府県に異常現象の報告を行っている。

b 消防庁への報告

消防庁は、消防組織法第40条に基づく「危険物製造所等及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の改正について(平成15年8月19日付け消防危第85号・消防特第175号)により、都道府県及び市町村(消防機関)に対して、特定事業所で発生した「特定防災施設の破損」及び「異常現象に該当するもの」について、四半期ごとにオンライン入力による報告を求めている。

なお、当該通知により報告の対象が「特定事業所に係る事故」から「異常現象に該当するもの」に変更され、事故に該当しないものも報告されている。

消防機関は、前aにより把握した内容を基に報告を作成し、当該報告について都道府県が内容を確認した上で、消防庁に送付される。

イ 事故に該当する場合(図2-2参照)

(7) 応急対応

特定事業者、消防機関、都道府県ごとの役割により整理する。

a 特定事業者

事故に該当しない場合と同様に、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業者は法第23条に基づき、消防機関等へ通報する。

なお、当該通報は、火災又は危険物施設からの流出事故の場合には消防法に基づき通報を兼ねる。

b 消防機関

事故に該当しない場合と同様である。

なお、消防機関は、第三者からの通報により事故の発生を覚知する場合もある。

また、発生した事象が直接即報基準に該当する場合には、消防機関は直接消防庁へ様式(第2号様式)により即報する。

c 都道府県

事故に該当しない場合と同様である。

(i) 事後対応

a 事象の把握

事故に該当しない場合と同様である。なお、危険物施設の事故の場合には市規則により報告される場合もある。

b 消防庁への報告

事故に該当しない場合と同様である。

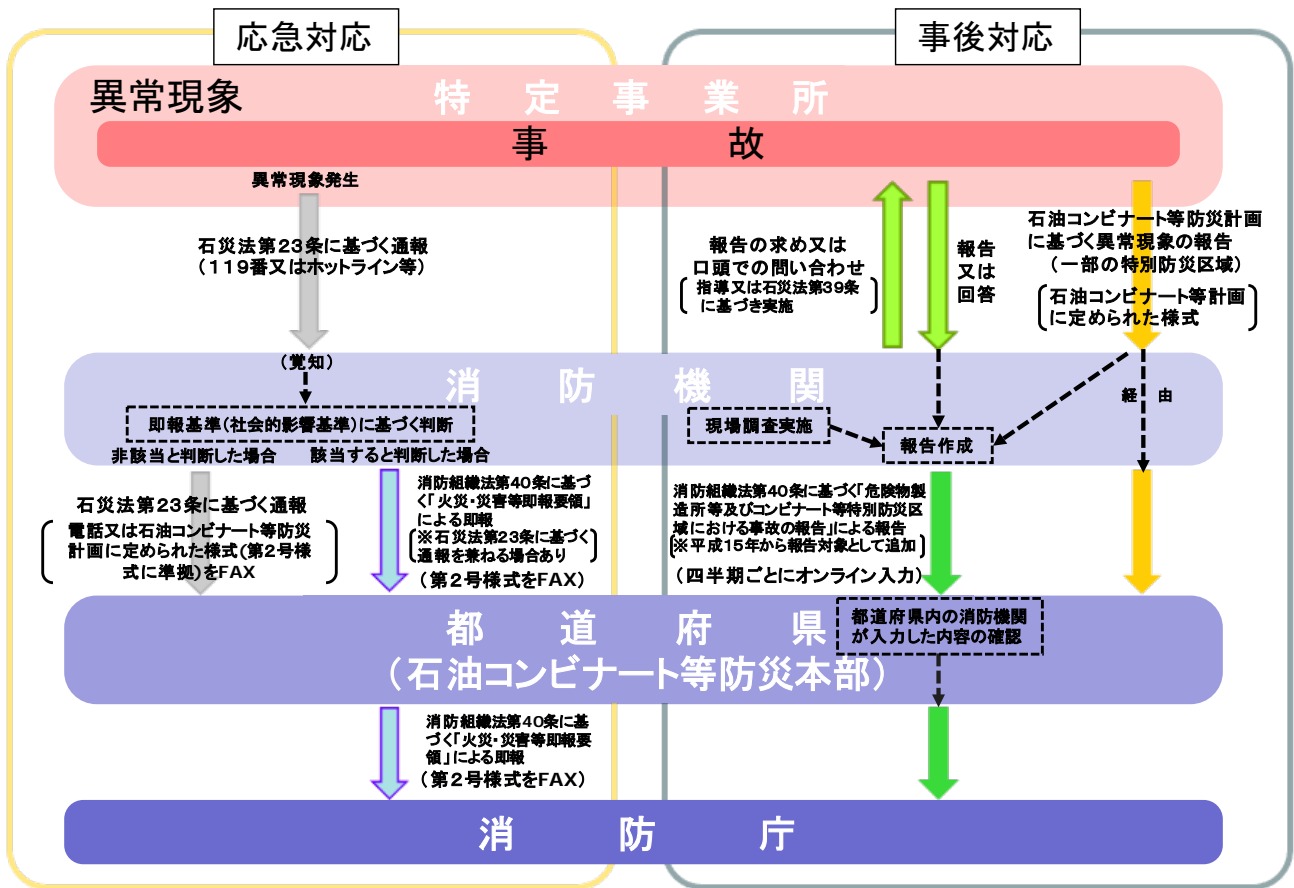


図 2-1 異常現象の発生に対する現状の対応（事故に該当しない場合）

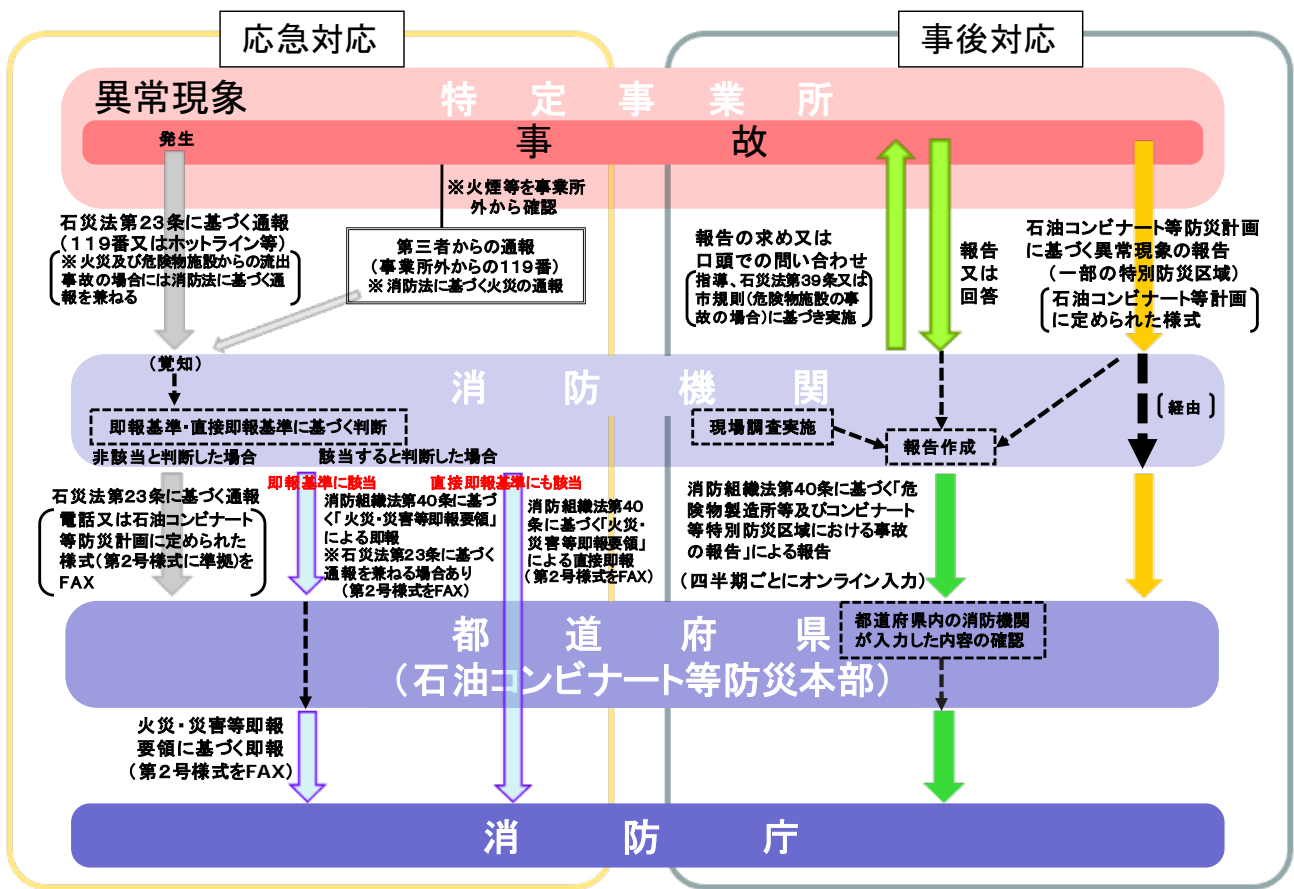


図 2-2 異常現象の発生に対する現状の対応（事故に該当する場合）

2 異常現象に対する報告

異常現象が発生した場合に、その内容に関わらず一律に報告書の作成を求めている場合があり、このことが特定事業者の負担を大きくし、特定事業者が通報をためらう要因になっているとの指摘がなされた。

「異常現象」は通報が必要とされる現象であり、その現象の発生をもって報告を求めることは、法の趣旨からは適当ではないと考えられる。

したがって、通報の迅速化の観点からは、特定事業者の負担を軽減し、通報をためらう要因を排除するため、異常現象の発生に対して内容にかかわらず一律に報告を求めることは適当ではないと考えられる。なお、発生した事象の内容を勘案し、事象に応じて適切に報告を求めることは可能である。また、事故報告については従前どおり、関係都道府県及び関係消防機関の運用に基づいて行われるものである。

異常現象に対する報告の見直しに伴い、前1、(2)、ア、(イ)に示した異常現象の発生に対する事後対応を次のように見直すことが適当であると考えられる。

(1) 事故に該当しない場合（図2-3参照）

ア 石油コンビナート等防災計画による異常現象の報告の見直し

一部の石油コンビナート等特別防災区域において石油コンビナート等防災計画に基づき行われている「異常現象の報告」については、求めないこととすることが適当である。

なお、発生した事象の内容等について、必要に応じて報告の求め又は口頭での問い合わせを行うことは可能である。

イ 消防庁への報告の見直し

異常現象については報告を求めないこととする。

(2) 事故に該当する場合（図2-4参照）

ア 石油コンビナート等防災計画による異常現象の報告

前(1)と同様に石油コンビナート等防災計画に基づく「異常現象の報告」では報告を求めないこととすることが適当である。なお、事故報告については従前どおり、関係都道府県及び関係消防機関の運用に基づいて行われるものである。

イ 消防庁への報告

異常現象については報告を求めず、事故について報告を求めることとする。

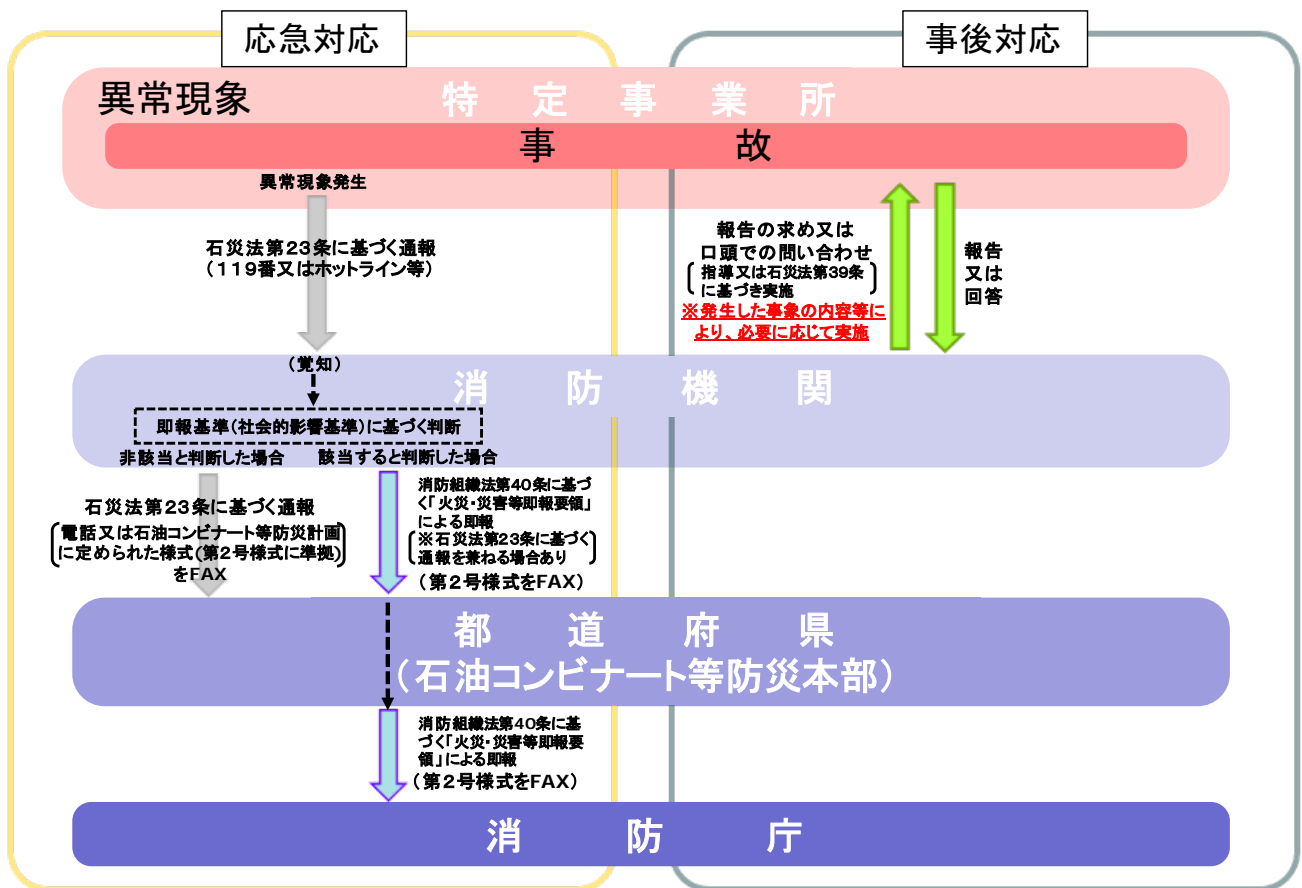


図 2 - 3 異常現象の発生に対する今後の対応（事故に該当しない場合）

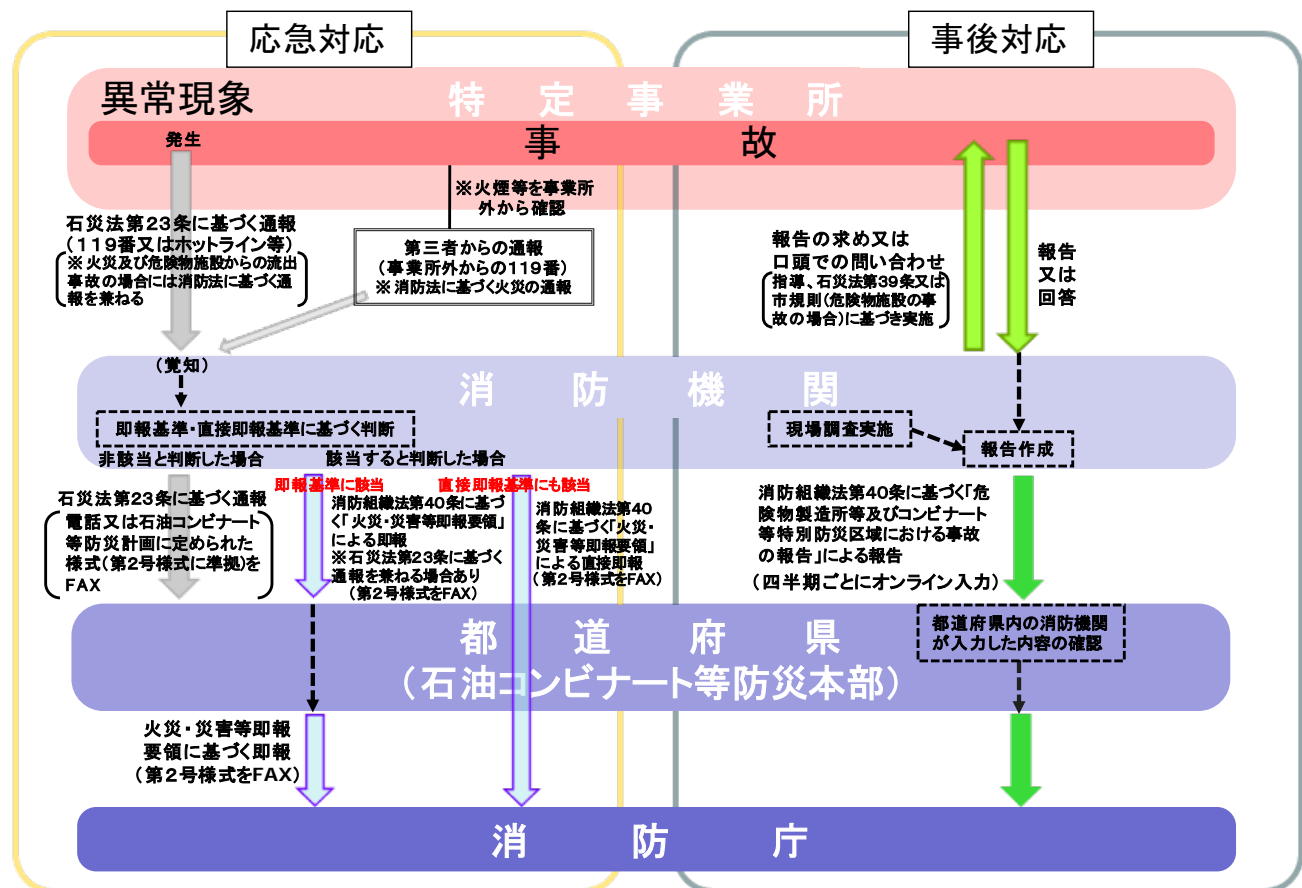


図 2 - 4 異常現象の発生に対する今後の対応（事故に該当する場合）